第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり 第1節 環境保全

[基本方針]

今日の環境問題は、市民生活や都市活動の地域環境に与える負荷(影響)が増大し、地球温暖化等地球規模で深刻化している。そのため、ライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが必要である。

世界遺産をはじめ貴重な歴史的文化遺産を守り、豊かな環境を将来世代に引き継いでいくため、「奈良市環境基本計画」にもとづき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進する。

[現況と課題]

市民等の日常生活や事業活動が環境への 影響を及ぼし、大気汚染、水質汚濁、騒音 等の問題、多様な化学物質による影響やア スベスト問題、さらには地球温暖化やオゾ ン層の破壊等の地球環境問題までも生じさ せる結果となっており、これら問題への対 応が求められる。

このようななか、監視体制の充実、発生 源等に対する指導を行うほか、市民等が環 境問題に対する関心や理解を深め、一人ひ とりが地球規模の視野をもち、積極的かつ 互いに連携しあい環境保全行動を行うこと が重要である。

そのため、環境学習の推進、市民等への 的確な環境情報の提供、市民等すべての主 体が参加した推進体制の整備、またアイド リング・ストップの推進をはじめとした地 球環境保全行動等、「奈良市環境基本計画」 にもとづく施策を円滑に推進していく必要 がある。

[主要な計画]

1. 環境保全行動の推進

市民、事業者、観光客等、行政の全ての主体が、それぞれの立場に応じ、公平な役

割分担のもと、アイドリング・ストップ等 地球環境も視野に入れた環境保全の行動に 自主的、積極的に参加する社会の実現をめ ざして、「奈良市環境基本計画」の効果的な 運用を図る。

2. 監視・調査体制の整備

環境検査センターを充実し、監視等の体制の整備を促進するとともに、多様な検査業務に対応するため、環境、衛生部門を統合した検査センターの設置を図る。

事業所等に対する監視、立入指導を推進 し、公害の未然防止に努める。また、アス ベスト問題に関して、アスベスト使用建築 物等の解体時等の飛散防止、大気中のアス ベスト濃度等の測定の充実を図る。

3. 環境情報の提供

環境に関する情報を一元的に管理し、ホームページを通じた情報提供を充実する。

4. 環境教育の推進

市民、事業者、行政等が主体的に環境保全に取り組む必要があるため、環境保全のための意欲の増進や環境教育を関係機関及び関係部署と連携して推進する。

- *地球温暖化対策庁内実行計画の推進
- *子ども自然探検隊による体験学習
- *アイドリング・ストップの啓発
- *監視体制の整備
- *環境情報の提供
- *環境教育の推進

第2節 環境清美

[基本方針]

環境清美事業は、市民の日常生活において快適な環境をつくりだし、正常な活動を保障していくものとして、都市行政のなかでも特に重要なものである。

健康で快適な市民生活を営むうえで、ごみの適正処理はきわめて重要な課題である。近年、本市ではごみ量が少しずつ減量してきているが、ごみ質の多様化は、適正な処理をますます困難にしている。

資源の大量消費は、地球の温暖化、環境汚染の問題など地球的規模の環境破壊に発展している。このような状況のなかで、これまでの社会のあり方や市民のライフスタイルを見直し、市民生活における資源の循環を確保できるようにすることにより、資源の消費が抑制され環境への負荷の低減が図られた循環型社会の形成を推進できるように、ごみの適正処理体制の整備と省資源、環境保全の観点に立った総合的なごみ処理施策の推進に努める。

また、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ関連個別法が整備されるなか、拡大生産者責任の徹底と3R[リデュース(発生抑制)・リュース(再利用)・リサイクル(再生利用)]の推進による循環型地域社会の構築が重要であり、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムの一環として建設資材及び家電、容器包装、自動車、食品廃棄物等のリサイクルを推進し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展のために分別解体及び再資源化の促進を図る。

そして、清潔で快適なまちづくりのため、地域の環境美化に努める。

し尿処理については、処理施設の適正な運営管理と収集業務の効果的運営、 サービスの改善向上を図る。

[現況と課題]

- 1. 消費文化の量的、質的な変化により廃棄物の多様化傾向にあるなか、適正処理困難物、有害危険物等の適正処理システムの確立が必要である。
- 2. ごみ分別の細分化にともなう市民への 分別に対する十分な理解と収集体制の効率 化を図るため、分別収集地域のステーショ ン化への理解と協力を求め、既設ステーションの統合化を推進する必要がある。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化 の促進等に関する法律(容器包装リサイク ル法)」にもとづき、再生資源の分別収集の 徹底によるリサイクルを促進し、ごみを減 量することが必要である。また、効率的な 収集体制確保のために収集車両等整備を行 い、「地球環境にやさしい」低公害車への転 換が求められている。

3. 一般廃棄物の中間処理施設としての環境清美工場においては、ごみを安全、安心かつ衛生的に処理し、環境負荷の少ない中間処理施設の運転管理を行うとともに、ごみの処理工程において、選別される資源等の再資源化を図る必要がある。

また、既設の焼却処理施設が稼働後 20 年から 23 年を経過し、稼働率を上げて焼却 能力を補っているが、今後のごみ量の推移、 ごみ質の多様化に対応した施設の整備等が 必要である。

4. 一般廃棄物最終処分場は、2000年(平成12年)から南部土地改良清美事業第2工区(西谷)、また1988年(昭和63年)から開設している奈良阪緊急時最終処分場の2か所で焼却残さを適正に埋立処分をしている。また、埋立完了した第1工区を含めた処分場及び周辺地域・流域の環境保全並びに防災対策に万全を期すとともに、第2工区(東谷)処分場の整備計画を進める必要がある。

そして、大阪湾圏域に進められている広域最終処分場の「大阪湾フェニックス計画」との整合性も図りながら、今後災害対策時の対応も含めて次期緊急時最終処分場を早急に確保する必要がある。

- 5. 産業廃棄物の総排出量は増加傾向にあるが、減量化、再利用が徐々に進み最終処分量は減少している。2005年(平成17年)1月1日施行の「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に基づく使用済自動車を含め、産業廃棄物の排出事業者等に対する適正処理の啓発、指導とともに不適正処理の防止のため、監視体制の強化、充実を図る必要がある。
- 6. 産業廃棄物のうち建設資材廃棄物は最終処分量の2割を占めている。「環境への負荷の少ない循環型社会経済システム」としての建設リサイクルを実施、促進するためには、建設資材廃棄物の発生を抑制し、使用された建設資材を再使用し、建設資材廃棄物を再資源化する必要がある。このため、2002年(平成14年)5月30日に完全施行さ

れた、「建設工事に係る資材の再資源化等に 関する法律(建設リサイクル法)」のさらな る実効性を高める必要がある。

- 7. し尿処理については、処理施設の適正な運営管理と収集業務の効果的運営、サービスの改善向上を図る必要がある。
- 8. 都市全体の美観向上をめざし、市内の主要道路、公共施設、空き地、河川、水路等の美化推進を図るとともに、ごみの不法投棄をなくし、清潔でやすらぎに満ちたまちづくりを地域住民及び関係機関とともに推進する必要がある。
- 9. 国際文化観光都市にふさわしいまちの 美観を形成するため、ポイ捨てによる空き 缶、タバコの吸いがら等の散乱を防止し、 美観の維持増進を図る必要がある。

[主要な計画]

1. 適正処理体系の確立

ごみ処理の責任分担及び費用負担の明確 化のため、行政、事業者、消費者を含む適 正処理体系の確立を図る。

2. ごみ減量とリサイクル運動の促進

ごみは未利用資源であるという観点に 立って、再利用の促進と循環型社会の構築 のため、廃棄物再生利用施設としてリサイ クルセンターの建設を推進するとともに、 行政、事業者、消費者がリサイクルの役割 を共有する新しい社会システムの確立を図 る。

また、廃棄物減量推進委員制度の確立により、廃棄物発生抑制とリサイクル活動の促進を行うとともに、不用品交換制度の整備促進、ものを大切にする運動の展開、過剰包装の追放、生ごみ自家処理の促進等に

よるごみ減量化を図る。

3. 啓発活動の推進

ごみの減量化、資源化並びに適正処理の 推進について、市民や事業所の協力を得る ため、積極的な啓発活動を展開する。しみ んだよりによる広報のほか、パンフレット、 啓発ビラの作製、啓発ビデオ等の貸出、ホ ームページの充実等、各種広報媒体を用い、 報道機関の協力を得て、啓発活動を行うと ともに、ごみを考えるイベントの開催や学 校教育、社会教育の場等あらゆる機会をと らえて、多面的、効果的な啓発活動を展開 する。

4. 分別収集体制の整備

市民の理解と協力のもと、再生資源分別収集を推進し、リサイクルの促進により、ごみの減量を図る。また、収集業務の効果的運営に努めるため、さらなるステーションの拡充と車両整備の充実、低公害車への転換を図る。

5. 中間処理施設の整備

ごみ量の増加、ごみ質の多様化に対応するため、中間処理施設については、循環型社会形成推進を図るためごみ焼却施設については、2010年度(平成22年度)を目標に用地を確定し、建設に伴う諸問題の調整・整理を行いすみやかに建設工事に着手する。新施設は焼却処理に全面的に依存しない中間処理方法や、熱回収システム等の導入も併せて検討を行う。

6. 最終処分場施設の整備

次期緊急時最終処分場の確保並びに「大阪湾フェニックス計画」に参画する。

最終処分場施設の整備を推進するととも に、跡地についても利用を図る。

7. 産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物の適正処理を確保し、不法投棄等不適正処理を未然に防止するため、排出事業者等に対して積極的な啓発、指導、監視パトロールの強化、充実を図る。

8. 建設リサイクルの促進

建設リサイクル法に基づき、建設工事で使用したコンクリート、コンクリートや鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材は現場で分別し、再資源化することが義務づけられ、法の周知、届出の啓発、パトロールによる分別の監視を図る。

9. し尿処理施設の適正管理・収集業務の 充実

し尿処理施設は周辺地域の環境保全に配慮しながら、適正な運営管理を行う。

その施設内の汚泥再生処理施設は、し尿 処理の過程から発生する汚泥に生ごみを加 えて堆肥へとリサイクルする施設であり、 その堆肥は、緑地への還元が図られる。

10. 環境美化活動の推進

清潔で快適なまちづくりを実現するため、 市民の理解と協力を得て、主要道路の清掃、 町内自主清掃後のごみ収集、バス停留所の ごみかご、吸いがら入れの管理と収集、空 き地の適正管理指導などの環境美化事業を 推進するとともに、環境美化に対する市民 意識の向上を図る。

11. 一般廃棄物の不法投棄規制強化

美しい町並みにするため、家庭ごみの収集ルールを守らない行為、また、ごみ集積所、コンビニエンス・ストア、駅等のごみ箱の周辺、河川、道路等において増加する不法投棄等のごみの対策として、地域住民やNP0等と連携した地域美化清掃活動の強化、充実を図るとともに住民モラルの問題

として啓発活動の充実に努める。

12. ポイ捨ての防止

「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」に 基づき、空き缶やタバコの吸いがら等のポイ捨てによる散乱を防止し、かつ市民や観 光客等のポイ捨て防止意識の向上を図るため、継続的に啓発を行い、また、歩きタバコの規制等効果的な対応を講じ、世界遺産をもつ国際文化観光都市にふさわしいまちの美観の維持増進に努める。

- *ごみ処理費用負担の適正化
- *市民・事業所への減量・分別についての 啓発
- *循環型社会形成推進を図るための施設建設
 - ・「ごみ焼却施設移転建設計画策定委員 会」の設置
 - 新焼却施設建設(熱回収施設、灰溶 融施設)
 - ・粗大ごみ破砕処理施設建設
 - ・リサイクルセンター建設 (その他プラスチック減容処理体系の 施設整備)
- *緊急時最終処分場の確保
- *土地改良清美事業の推進
- *産業廃棄物の監視パトロール
- *建設及び開発工事に伴う建設リサイクル のパトロール
- *ポイ捨て防止啓発キャンペーン

第3節 土地利用計画

[基本方針]

本市は、国際的にも優れた文化観光資源を有する都市、大阪都市圏の居住機能を分担している住宅都市、緑豊かな自然環境を有する都市といった多様な性格を持つ都市であり、それぞれの特性を活かしながら、都市としての調和と均衡を図ることが行政の基本的課題である。

そのため、保存と開発の調和を基本に市街化の動向や土地の自然条件のもと 土地利用に一定の秩序を持たせ、全市にわたって計画的な土地利用を図る。あ わせて、多様化する市民ニーズに適切に対応し、ゆとりと豊かさを実感できる 個性的で快適な都市づくりを進めていくため、市民参加による市民と行政が一 体となったまちづくりを推進する。

[現況と課題]

1. 地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりを推進していくために、地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの特性をふまえ、まちづくりのための将来ビジョンを明らかにするとともに、その実現のための基本的な方向、整備方針などの考え方を総合的に定めた「都市計画マスタープラン」を2002年(平成14年)12月に策定した。今後、社会情勢の変化等に的確に対応するためには見直しが必要になる。

2.「都市計画法」に基づく本市の都市計画 区域は「大和都市計画区域」の一部として 1970年(昭和45年)に指定された(現月 ヶ瀬、都祁地域は除く。)。また都市計画区 域内においては無秩序な市街化を防止し、 計画的な市街地を形成するため市街化区域 と市街化調整区域との区分(以下「区域区 分」という)を都市計画区域の指定と同時 に決定し、以来4回の見直しを行った。

現在の市街化区域は、中央市街地ゾーン・西北部ゾーンの大部分及び中部ゾーンの大部分及び中部ゾーンの一部を包括する区域であ

り、その面積は市の行政面積の約17%を占め、総人口の約86%が集中している。

今後、歴史的文化遺産をまちづくりの核 と位置づけた国際文化観光都市として、ま た、住宅都市として各地域に即した土地利 用の誘導が必要である。

一方、市街化調整区域は、東部ゾーン全域及び中部ゾーン・南部ゾーンの相当部分、その他のゾーンの一部を含む区域であり、貴重な文化遺産を有する地域や優良な農用地の地域については引き続きその保全を図り、過疎化が進行しコミュニティの維持、地域の活性化のうえで土地利用を必要とする地域については、市街化を抑制しながら、農林業との調和に配慮しつつ、社会情勢や市民ニーズに対応した土地の有効利用を図る必要がある。

また、月ヶ瀬、都祁ゾーンについては、 現在、都市計画区域外であるが、本市の一 体性を確保するため、都市計画区域の指定 については、市民の意向をふまえ、新市建 設計画にもとづき適切な土地利用を誘導す る必要がある。 3. 用途地域の指定は、用途の異なる建築物の混在を避けるため市街化区域全域を対象とし、1972年(昭和47年)に7種類の用途地域が指定されて以来、現在まで17回の変更を行っており、用途地域の種別が12種類に細分化された1996年(平成8年)以降は11種類の用途地域を指定している。これらの指定については、国際文化観光都市として健全な土地利用を誘導するために基本的な方向性を示すもので、本市の商業、業務の中心である中央市街地ゾーンや主要な鉄道駅周辺は商業地域に、西北部ゾーン等の戸建て住宅地は第1種低層住居専用地域に指定し、地域の現況及び将来像に応じた用途地域を定めている。

今後も、土地区画整理事業等の実施により土地利用に変更が生じる地域については、 周辺の土地利用の状況を勘案して、適正な 用途地域への見直しを行う必要がある。

4. 高度地区の指定は、市街地の環境を維持するため、用途地域の第1種、第2種低層住居専用地域以外の地域を対象とし、1980年(昭和55年)に4種類の高度地区が指定されて以来、地域の活性化に配慮するとともに景観保全と調和のとれた高度地区の運用を図るため、種別規制を8種類への変更も含め、用途地域の見直しと連動しながら現在まで14回の変更を行っている。

今後とも、用途地域の見直しに連動しながら、奈良県の高度地区運用ガイドラインにもとづき、景観保全と活性化の調和のとれた高度地区の見直しを行う必要がある。

5. 高度利用地区の指定は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、JR奈良駅周辺等を指定している。

今後も、主要駅周辺や複合都市機能の集積を図るべき区域においては、歴史的、自然的景観の保全に配慮しながら積極的に高

度利用地区を指定する必要がある。

6. 地区計画制度の導入は 1988 年(昭和63年)以来、市街地開発事業及び民間宅地開発事業などが行われる地区や、将来にわたって良好な居住環境を保全しようとする地区など 17ヶ所において行っている。

今後も、地域の特性を活かした計画的なまちづくりを進めるとともに住みよい生活環境を守り、育てていくために住民参加による同制度の積極的な導入を図る必要がある。また、市街化調整区域においては、市域における均衡のとれた都市の発展をめざして、地区計画制度を適切に活用する必要がある。

7.住みよい魅力あるまちづくりの推進は、 市民相互そして市民と行政との信頼、理解、協力にもとづいて取り組んでいくことが重要であるが、これまでは市民主体のまちづくりが中心であった。今日、市民のまちづくりへの参加意識の高まりがみられ、自主的なまちづくり活動が展開されようとしている。このため、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進と、市民が積極的に参加できる魅力ある地域づくり活動を支援する独自のまちづくり支援制度の充実を図っていく必要がある。

- 8. 用途地域、高度地区等の指定だけでは 多様な建築物が混在し、良好な環境の形成、 保全することが困難な場合もあることから、 地域の特性を活かした健全な土地利用と建 築物とを一体的に計画する手法として、地 区計画並びに建築協定制度を導入し秩序あ る快適なまちづくりを図る必要がある。
- 9. 広い面積に多くの通称町名を有した公称町及び町界が錯綜して住所がわかりにく

くなっていた公称町を中心に整備を行い、 2005年(平成17年)1月1日現在住居表 示222町、町界町名134町、計356の新町 の設定を行った。

住居表示及び町界町名整備事業の推進に あたり、住民の理解と協力を得て、引き続き整備を行う必要がある。

10. 土地の境界を明確にし、土地取引の活性化や公共事業などを円滑にするため、月ヶ瀬地域と都祁地域において、1980年(昭和55年)から「国土調査法」にもとづく地籍調査事業を開始した。月ヶ瀬地域は平成10年度に調査事業が完了し、現在都祁地域で調査事業を継続中であり、今後も計画的に実施していく必要がある。

[主要な計画]

1. 計画的な土地利用等

「都市計画マスタープラン」にもとづき、 地域ごとの土地利用や都市施設等の整備を 計画的に推進し、総合計画等の上位計画と 整合をとる必要が生じたときには「都市計 画マスタープラン」の見直しを行う。

なお、市街化調整区域内の既存コミュニティの維持や地域活性化等の課題に対応するため、市街化の抑制に重点を置いたこれまでの土地利用の視点に新たな計画的視点を加え、地域の実情に応じた「保全」と「活用」のメリハリのある効果的な土地利用施策の運用を図る。

また、月ヶ瀬、都祁ゾーンについては、現在、 都市計画区域外であるが、本市の一体性を確 保する必要があり、また両地域の特性をふま えた機能的相互補完による発展をめざす。

2. 区域区分の見直し

長引く景気の低迷、少子・高齢化の進行、 人口減少社会の到来など、これら社会経済 情勢等の変化や地域特性などを考慮して、 農林業との調和を図りつつ、地域の実情に 即した健全な都市の発展が図れるよう現行 の区域区分の見直しを検討する。

3. 用途地域の見直し

用途地域は、基本的に現行の指定を維持し、土地利用の動向や社会情勢等の変化により変更の必要が生じた場合は、区域区分の定期見直しにあわせて見直しを図る。また、多様な住まい方のニーズに応えるため、建築物の密度構成の変更が必要となる第1種、第2種低層住居専用地域や土地区画整理事業等の計画的土地利用を図る必要性が生じた地域等については、必要に応じて随時、用途地域の見直しを図る。

4. 高度地区の見直し

本市固有の自然的、歴史的景観の保全、 地域の活性化対策を考慮した市街地環境を 形成するとともに、土地利用の増進を図る ため、第1種、第2種低層住居専用地域を 除く用途地域について、必要に応じ高度地 区の見直しを図る。

5. 高度利用地区の設定

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、一定水準以上の土地の高度利用を図る必要がある地域もしくは市街地再開発事業区域については、高度利用地区を設定する。

6. 地区計画制度の導入

市街化区域では、良好な住宅地としての 環境を保全する地区、また魅力ある商業地 の形成を図る地区については、住民参加に よる地区計画制度を導入していく。

また、相当規模の宅地開発事業、土地区 画整理事業等が行われる地区等については、 都市基盤の整備や生活環境を保全するため、 権利者の合意を得ながら地区計画制度を導 入していく。

市街化調整区域においては、無秩序な開発を防止するとともに、地域の活性化、定住施策、観光地周辺の観光関連施設の誘致、市街化区域隣接地や幹線道路沿線における土地利用の整序等、必要な地域について地区計画制度の導入を図る。

7. 住民参加のまちづくり活動の推進

住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進し、住民がよりよい地域づくりをめざし、自主的に進める身近なまちづくり活動に対して、まちづくり支援制度の活用によるアドバイザー・コンサルタントの派遣並びにまちづくり活動費への補助など、最も適した支援を行うことにより住民参加のまちづくりの実現を図る。また、まちづくりに興味をもった個人が学習できる場の提供やまちづくりリーダーの育成など新たな支援の充実を図る。

8. 宅地開発指導

無秩序な市街化が進むことにより、住みよい居住環境が損なわれ、種々の弊害をもたらすこととなるため、「都市計画法」「宅地造成等規制法」及び「奈良市開発指導要綱」等の適切な運用に基づき、道路、公園等の公共公益施設を整備し、周辺市街地と調和のとれた健全な市街地の形成を図る。

9. 建築指導

良好な町並みを形成するために、地区計画制度の積極的な推進を図るとともに、地区計画制度が導入された区域については、実効性を高めるため「奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定する。また、その他の区域については、周辺の環境に調和し安心して住める健全なまちづくりを目的として、住民の理解

のもとに建築協定制度の積極的な推進を図る。

10. 住居表示等による整備促進

町名一元化の一環として、広大な面積を 有し通称町名が多く存在する公称町や要望 のある地域を中心に、住居表示及び町界町 名整備を実施していく。

11. 地籍調査の推進

道路、下水道の整備や駅前再開発を実施する場合の事前調査及び測量を円滑に進め、また地震、土砂崩れ、水害などの災害が起こった場合の迅速な復旧作業を行うため、あるいはまたきめ細やかなまちづくり計画を推進するために国土調査法にもとづく地籍調査を計画的に実施していく。

[主な事業]

- *地域地区の見直し及び設定
- *地区計画制度
- *まちづくり支援制度
- *建築協定制度
- *住居表示及び町界町名整備
- *国土調査法による地籍調査

[用語解説]

建築協定

地域の住民が自発的に建築基準法の基 準以上のルールを取り決めて、それをお互 いに守り合うことを制度化したもの。

地区計画

住民と権利者合意のもとで決めるまち づくりのルール

第4節 市街地整備

[基本方針]

本市の市街地については、次世代に向けての都市活動や産業の拠点を育成するため、都市核の形成をめざし、土地の合理的かつ効果的な活用を図り、秩序ある市街地整備を行う。

特に都市拠点となる主要駅周辺地区において駅前広場の整備、商業、業務施設の導入等を含めた多様な都市機能の充実を図り、活力に満ちた快適な地域づくりを推進する。

市街地周辺部ではスプロール化を防止し、安全で秩序ある住宅地の形成を促進するため、整備手法等の検討を行い、土地区画整理事業、地区計画制度等の活用により計画的な市街地整備の推進を図る。

また、木造住宅の密集等により住環境の整備が必要な区域については、安心して生活できる都市基盤整備の推進、土地利用の増進等を図ることにより、快適で良好な住環境の形成を推進する。

[現況と課題]

1. JR奈良駅周辺は、鉄道施設等の移転を契機として都市基盤の整備を進めており、駅西側では既に、コミュニティ住宅、区画道路、駅前広場、西口地下駐車場、市街地再開発ビル(第一街区)、なら100年会館などが完成するとともに、JR奈良駅西口改札口も開設し一定の進展をみている。

今後は、駅周辺の土地利用を促進し、J R線の連続立体交差事業との整合を図り、 まちづくりを推進する必要がある。

2. JR奈良駅南地区は、JR関西線、桜井線の通過及び都市基盤施設の不足等により、土地利用が著しく阻害されている。JR奈良駅周辺地区の整備計画とJR線の連続立体交差事業との整合を図り、都市基盤施設の整備、改善を行い、整然とした市街地を形成し、土地利用の効率化を進め、良好な住宅地を形成する必要がある。

3. 近鉄西大寺駅は、鉄道の重要な結節点であるとともに、その周辺は関西文化学術研究都市の「平城宮跡地区」に隣接しており、また、奈良市の西部市街地と中央市街地の接点にあるといった立地上の特性をもっている。しかしながら、同駅北地区は、駅前広場、道路などの公共施設が十分整備されておらず、土地利用も商業施設、共同住宅、駐車場等が混在し、まちとしての一体性に欠けており、道路交通、都市防災等についてもさまざまな課題をかかえている。

4. 近鉄西大寺駅南地区は、交通至便であるため市街化の進行が顕著であり、ミニ開発等によりスプロール化の様相を呈している地域であった。また、当地域の大部分は農地であり基幹的な公共施設が全く整備されていなかったため、都市的土地利用が阻害されていた。

このため、近鉄西大寺駅南土地区画整理 事業により、地区の基盤整備が進むなか、 多くの住宅等が建設されている。引き続き 幹線道路や駅前広場等の都市基盤施設の整 備、改善を行い、良好な市街地形成を図る とともに商業、業務活動を活性化する土地 利用を誘導し、緊急かつ計画的に整備を行 う必要がある。

- 5. 近鉄富雄駅北地区周辺は、駅前広場や 道路等の基盤整備が脆弱であり、防災面に おいても課題がある。
- 6. 近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅 周辺地区は、本市の西北部ゾーンの北西部 における新たな拠点となる地域である。こ のため、駅を中心に、広域的都市機能をあ わせもつ良好な市街地形成を図る必要があ る。
- 7. 近鉄西ノ京駅周辺は、薬師寺、唐招提寺等の社寺と集落地を中心に、周辺には農地が広がり、県道奈良大和郡山斑鳩線以西の地区で集落の密度が高く、近鉄橿原線までの地区は風致地区、歴史的風土保存区域に指定されている。

また、駅西側の地区については、第1種 低層住居専用地域で住居系の土地利用が図 られている。

特に駅周辺においては、道路が近鉄橿原線と平面交差し、また、道路幅員が狭隘なため、一方通行などの規制がなされており、自動車交通の円滑な処理や安全な歩行者空間の確保が課題である。

また、世界遺産に登録された薬師寺、唐 招提寺を中心とする地区は、良好な歴史的 景観を形成し地区の観光資源となっている が、これら世界遺産を結ぶ回遊軸としての 滞留性、安全性等様々な面で基盤整備が必 ずしも確立しておらず、環境、景観保全も 含め地区にふさわしい調和のとれたまちづ くりが望まれる。 8. 近鉄あやめ池駅周辺は、自然環境に恵まれ閑静な住宅地として発展し現在に至っている。駅北地区については遊園地をとりまくように住宅地の開発がなされたが、2004年(平成16年)に「あやめ池遊園地」が閉園され、跡地を活用した新しいまちづくりが求められている。

一方、駅南地区については旧来からの商店街が軒を並べているが、郊外型の大規模商業施設による影響を受け沈滞している。特に地区内の道路は狭隘で鉄道による分断もあり、幹線道路とのネットワーク化がなされておらず、防災機能の強化をあわせた基盤整備について検討を行う必要がある。

[主要な計画]

1. JR奈良駅周辺地区整備

「新都市拠点整備事業総合整備計画」や 連続立体交差事業との整合性を図りながら、 土地区画整理事業により道路、駅前広場、 公園等の都市基盤施設の整備を行う。

また、駅周辺は本市の玄関口として、商業、業務、広域的文化施設を備えたにぎわいのあるまちづくりを展開していく。

2. JR奈良駅南地区整備

JR線の連続立体交差事業との整合を 図りながら、土地区画整理事業により良好 な市街地整備を図る。

3. 近鉄西大寺駅北地区整備

近鉄西大寺駅北地区においては、駅前周 辺の慢性的な交通渋滞の緩和と防災上の観 点から駅前広場、道路等の都市基盤の整備 を推進し、土地利用と地域経済の活性化を 図る。

4. 近鉄西大寺駅南地区整備

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業によ

り、幹線道路の整備、駅前広場の設置など 都市基盤の整備・改善を行い、ターミナル 機能の強化、道路交通の円滑化を図る。ま た、商業、業務機能を強化し、地域特性に 配慮した魅力ある都市景観を形成するため の公共施設整備を総合的に行い、うるおい のある地域社会の形成と地域経済の活性化 を図ることにより、本市の副都心にふさわ しい市街地整備を図る。

5. 近鉄富雄駅北地区整備

近鉄富雄駅北地区の基盤整備について、その手法を検討する。

6. 近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅 周辺地区整備

近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周 辺地区においては、土地区画整理事業等に より地区内の基盤整備を行い、商業、業務、 住宅及び文化機能を備えた個性豊かで魅力 ある市街地の形成を適切に誘導し、関西文 化学術研究都市と連携した地域拠点として 総合的整備を図る。

7. 近鉄西ノ京駅周辺地区整備

自動車交通の円滑化や環境負荷の軽減を図るための外周道路の整備、世界遺産への環境、景観整備とあわせた快適な歩行者空間を創設するため、身近なまちづくり支援街路事業(歴史的みちすじの再整備、駅前広場の整備等)の活用を図る。そのため、地元及び関係機関で構成する計画策定協議会において1991年(平成3年)に策定された「文化観光保存地区整備計画」のフォローアップ及び実現化に向けた整備プログラムの策定を行い、駅周辺整備を計画的に推進する。

8. 近鉄あやめ池駅周辺整備

駅北地区については、あやめ池遊園地の

跡地を活用し、道路等の公共施設をはじめ、 自然環境を活かした公園等の整備を含めた まちづくりを誘導する。

駅南地区については、商店街の活性化と都市機能の向上をめざし、地元住民及び商店街との調整を図りながら、道路等の公共施設整備について調査、検討を行う。

- *土地区画整理事業(JR奈良駅南地区、 近鉄西大寺駅南地区)
- *駅周辺地区整備(JR奈良駅周辺地区、 近鉄西大寺駅北地区、近鉄富雄駅北地区、 近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅 周辺地区、近鉄西ノ京駅周辺地区、近鉄 あやめ池駅周辺地区)

第5節 交通体系

[基本方針]

世界遺産を含む歴史的風土と自然環境が調和した本市では、安心で快適なまちづくりをめざして、交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上を図り、合併にともなう各種公共施設へのアクセスを確保するため、バス路線を中心とする公共交通機関の総合的整備を推進する。また、リニア中央新幹線の早期実現に向けた取り組みを進める。

[現況と課題]

- 1. 全国レベルでは各種の交通体系の整備 が着実に進んでいるが、本市における広域 的高速交通体系は未整備であり、一日交通 圏の構築といった主要都市間の日帰り交流 を促進するため、京奈和自動車道の早期完 成が望まれる。また、リニア中央新幹線の 建設と本市内における停車駅の設置に向け て、関係機関と連携を図りながら推進して いく必要がある。
- 2. 関西文化学術研究都市の整備にともない、鉄道輸送力の増強が課題となっており、2006年(平成18年)3月に開通した近鉄けいはんな線の近鉄高の原駅への延伸を早期に実現する必要がある。また、JR線についても、輸送力の増強を図る必要がある。
- 3. 本市は、歴史的文化遺産と自然環境に恵まれている。

市民や観光客等が安全で快適に利用できる公共交通機関の利便性を高め、自動車の排出ガス等から歴史ある文化遺産と自然を守る取り組みが必要である。

4. モータリゼーションの進展にともなう 車両保有台数と運転免許人口の増加によっ て、通勤、通学時間帯と観光シーズンには、 鉄道駅周辺をはじめ、市内各所、奈良公園 周辺の観光地で駐車場不足と違法駐車によ る交通渋滞が起き、市民生活に影響を及ぼ している。

交通渋滞の要因である違法駐車、駐車場対策、交差点処理等の整備充実により、交通渋滞の緩和を図る必要がある。

- 5.本市における鉄道と道路の交差状況は、一部区間を除き平面交差となっていることから、交通の円滑化、安全性の確保並びに地区の一体化を図るうえで弊害となっているほか、良好な市街地形成の阻害要因ともなっており、鉄道の立体化事業を関係機関の協力のもとに進める必要がある。JR奈良駅周辺においては、既に事業化が図られ周辺の整備事業と併せて進められている。
- 6. 近鉄奈良駅周辺は、1970 年(昭和 45 年)の大阪万国博覧会開催にあわせて近鉄 奈良線の地下化が図られ、大宮通り線並び に現在の駅前広場、バス停留所等の整備が 行われた。その後の人口増加にともなう鉄 道及びバスの利用者増加や、周辺商業施設 への利用者の増加もあり、整備後 35 年を経 た駅周辺は人や車が交錯し、円滑な交通処 理と交通結節点としての機能強化が求められる。

一方、近鉄西大寺駅付近においても踏切 による交通遮断により周辺道路の交通渋滞 が著しく、鉄道と道路の立体化が望まれる。

また、近鉄学園前駅北口においても、駅 周辺の円滑な交通処理とともに交通結節点 機能の強化を図るための再整備等が求めら れている。

7. 合併により新市としての一体感を醸成 し、各種公共施設へのアクセスを確保する ため、バス路線の整備を行った。今後、都 祁地域においては生活の利便の向上をはか るため交通手段の検討が必要である。

[主要な計画]

1. 高速交通体系の整備

リニア中央新幹線については、建設促進 期成同盟会において、他の府県や市町村と の連携のもと、本市域の通過とともに市内 における停車駅設置について、関係機関に 対し積極的な誘致活動を行う。

2. 鉄道輸送力の増強

近鉄奈良線の混雑緩和と市北部地区の人口増加に伴う鉄道輸送力の増強を図るため、近鉄けいはんな線の近鉄学研奈良登美ヶ丘駅から近鉄高の原駅への延伸について関係機関に要望していく。

また、JR線の複線電化等輸送力の増強について、関係機関とともに要望していく。

3. ひと・まち・環境にやさしい取り組み の充実

市民生活と観光客の交通手段としての公共交通機関の利便性を高め、地域交通の改善を図るため、観光推奨バスの推進や人と環境に配慮した CNG (天然ガス) 車を導入する。

環境にやさしい自動車利用運動の一環と

して、毎月20日を「ならマイカーひとやす みデー」として自動車利用自粛を呼びかけ、 通行車両を少なくする取り組みを継続する。

4. 交通渋滞の緩和

違法駐車対策、右折レーンの設置と延長、パークアンドバスライド及び放置自転車の有効利用のサイクルライド等により、日常交通の円滑化と観光シーズン中の交通渋滞の緩和を図る。

また、「奈良市における駐車施設整備に関する基本計画」にもとづき駐車施設の適正な整備を図るため、駐車場整備地区の拡大を検討する。「奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」に基づき必要な駐車場の設置を促進する。

5. 連続立体交差事業の推進

JR奈良駅周辺地区の市街地整備事業と併せて、当地区を本市の玄関口にふさわしいまちとするため、踏切を除却し、鉄道で分断された市街地を一体化するJR関西線、桜井線の連続立体交差事業を、関係機関との連携のもと2010年(平成22年)の完成をめざして推進していく。

6. 主要駅の交通結節点機能の強化

近鉄奈良駅周辺及び近鉄西大寺駅周辺、 近鉄学園前駅北口ついては、駅周辺における交通渋滞の緩和やバス停留所の集約、乗 換の利便性の向上、歩行者空間のバリアフ リー化など、交通環境の改善に向けた現況 の調査及び整備方針について関係機関とと もに検討を行うものとし、特に近鉄西大寺 駅周辺については、南北を結節する手法に ついての検討も行う。

7. コミュニティバスの導入

都祁地域においては、公共施設、金融機 関及び商業施設等への交通手段を確保し、 生活の利便性を図るため、コミュニティバスを導入する。

- *リニア中央新幹線誘致の要望
- *けいはんな線延伸の要望
- *公共交通移動円滑化事業
- *パークアンドバスライド・サイクルライド
- * J R 奈良駅付近連続立体交差事業
- *近鉄西大寺駅周辺交通結節点改善事業
- *コミュニティバス導入事業(都祁地域)

第6節 道路

[基本方針]

道路は、自動車、歩行者などの利用に供する交通機能、災害時における避難路、救援路、災害遮断としての機能、上・下水道等の供給処理施設を収容する空間機能等の広域かつ多面的な機能や効果をもち、都市環境づくりの最も基本となるものであり、その整備水準は市民生活と経済活動を直接左右する。このため、広域道路網の整備並びに新市建設計画における国道、県道の改良や広域営農団地農道整備について要望していくとともに、都市計画道路の整備を積極的に推進する。また、市民の日常生活の基盤となる生活道路についても、市民の利便性と安全性を考慮した道路整備を推進する。

[現況と課題]

1. 本市の幹線道路網は、南北方向の国道 24号、169号と、東西方向の第二阪奈道路、 国道25号、369号、308号を主軸に主要地 方道等により形成されている。

高規格幹線道路として計画されている京 奈和自動車道は、国道24号等の渋滞緩和を 図るとともに本市の南北交通が強化され、 広域的にも既存の高速自動車道及び主要国 道とネットワークが形成され、近畿大都市 圏での時間短縮が図られることから、早期 整備が望まれる。

また、これにあわせた本市の都市計画道 路網の見直しも必要である。

- 2. 本市の、都市計画道路は、2003 年度(平成15年度)現在で計画決定済延長161.29kmに対し、整備率が48%となっている。そのため、計画的な整備促進を図る必要がある。
- 3. 本市の生活道路は、昔ながらの幅員狭小な道路が多いため、交通事情が悪化したりまた歩行者の安全性を欠く道路が多い。

また、昭和40年代から50年代に開発された団地が多くこの舗装道路の損傷が著し

いため、市民生活に支障をきたしている。 そのため生活道路の新設、改良を進めると ともに、舗装道路の改修や橋梁の耐震化を 図る必要がある。

4.「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録されたことから、その周辺地域の電線類を地中化し、景観整備を図るとともに、「ならまち」の町並み保存区域についても、重点箇所として地中化や無電柱化を促進する必要がある。

[主要な計画]

1. 広域自動車道路の整備及び都市計画道 路網の見直し

高規格幹線道路網整備の一環として進められている京奈和自動車道の早期完成に向け、2000年(平成12年)に設立された「奈良市京奈和自動車道整備促進協議会」を中心に市民レベルの促進運動を展開し、関係機関に働きかけていく。

また、京奈和自動車道大和北道路区間の ルート決定とあわせて、奈良市における都 市計画道路網の見直しを行う。

2. 都市計画道路の整備促進

都市計画道路の整備率を向上させるため、計画的な整備促進に努め、事業の進捗を図る。市域の主要な幹線道路として、大和中央道等の早期完成をめざした整備促進を図るとともに、地区幹線道路として、近鉄西大寺駅周辺整備にともなう西大寺阪奈線及び西大寺一条線、JR奈良駅周辺整備及び連続立体交差事業にともなう芝辻大森線、大宮三条本町線並びに油阪佐保山線、学園前周辺地区の交通緩和対策として奥柳登美ヶ丘線の整備促進を図る。

また、シンボル道路としての三条通りの整備を推進するため、三条線の拡幅整備促進を図る。

3. 生活道路の新設、改良促進

生活道路の新設、改良整備を積極的に促進する。また、新市建設計画における道路網の整備として中ノ川・梅美台線、一本松小倉線の道路新設事業及び月ヶ瀬地区梅林整備事業(梅林周遊道路)を推進する。

4. 電線類の地中化と無電柱化の促進

世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺を中心とする西ノ京周辺地域、東大寺周辺地域、元興寺を中心とする奈良町都市景観形成地区、また、観光都市奈良のメインストリートである三条通りの4か所について、電線類の地中化を促進し、その周辺については無電柱化を図り、世界遺産をもつ都市にふさわしい景観整備を図る。

- *京奈和自動車道整備促進
- *都市計画道路整備
- *道路新設·改良
- *電線類地中化並びに無電柱化

第7節 交通安全

[基本方針]

自動車交通は、市民生活において大きな役割を占めている。交通事故のない 安全で快適に暮らせるまちをめざし、交通安全施設の充実、交通安全教育の推 進、安全運転意識の向上等人命を大切にする交通安全対策の充実を図る。

また、駅前の美観を損ない、歩行者の障害となる放置自転車対策に取り組むとともに、違法駐車追放等の啓発活動を推進し、安全で快適な交通環境の充実を図る。

[現況と課題]

- 1. 本市では幅員の狭い道路が多く、歩道 も十分整備されていない。そのため歩行者 の安全性を高め快適な歩道整備を進める必 要がある。
- 2. 市民一人ひとりが歩行者、自転車利用者、自動車運転者等として社会において交通ルールとの関わりをもっている。

幼児から高齢者にいたるまで、交通社会の一員として日常生活から正しい交通ルールと交通マナーを守ることを普及実践するため、交通安全教育の充実を図る必要がある。

3. 本市の運転免許人口、車両保有台数は 年々増加しており、交通事故の発生につい ては、厳しい状況にある。

交通事故とこれによる死者を減少させる ため、安全運転の意識を向上させる必要が ある。

4. 自転車、ミニバイクは、便利で手軽な乗り物として市民生活に密着しているが、 その利便性ゆえに無秩序な放置の原因となっている。 環境にやさしい乗り物であるはずの自転車が、まちの美観をそこね歩行者の障害になっているのが現状である。自転車等を正しく利用して、「ひと・まち・環境」にやさしい安全で快適な生活環境を実現する必要がある。

[主要な計画]

1. 歩道空間と道路環境の整備

歩道整備においては、子どもや高齢者、 障がい者等だれもが安全で快適に利用でき、 ゆとりとやすらぎを感じさせる歩道空間の 確保を図る。

2. 道路標識、防護柵等の充実

交通事故のない、安全で快適に暮らせる まちをめざし、通園・通学路の安全確保や 市民生活に密着した生活道路の整備を推進 するとともに、道路整備にともなう防護柵、 街路灯、路面標示、道路反射鏡、各種標識、 啓発看板等の交通安全施設の充実を図る。

また、地域住民、警察と連携して、交通 環境の充実に努める。

3. 交通安全教育の推進

交通事故の原因の多くは人的な要因であ

ることから、幼児から高齢者にいたるまで、 市民一人ひとりが人の命の大切さを認識す ることが重要である。このため、正しい交 通ルールと交通マナーを守り、交通事故の 起きない・起こさないまちをめざして、奈 良市交通対策協議会の充実を図り、交通安 全教育を推進する。

4. 安全運転意識の向上

交通事故とこれによる死者を減少させる ため、安全運転の意識を向上させる啓発活 動を行う。

5. 放置自転車対策

「奈良市自転車等の安全利用に関する条例」にもとづき、自転車等が歩行者にとって障害物とならないよう、みだりに放置して市民の生活環境を悪化させないようにするため、市民一人ひとりが安全利用に努め、各関係機関、関係団体の協力を得て自転車等の正しい利用促進と駐輪指導を行い、まちの美観を保持し、歩行者の安全を守る。

また、駅周辺整備にあわせて施行者、鉄道事業者等と連携して自転車駐車場の設置 を促進する。

- *歩道整備
- *路面標示、啓発看板の充実
- *交通安全教育の推進
- *放置自転車への駐輪指導
- *自転車駐車場整備

第8節 住宅

[基本方針]

本市の住宅におけるニーズは多様化しており、機能性と利便性、ゆとりとうるおいの両方が充実した豊かな住環境が求められている。そのため、少子・高齢化等に対応した良質な住宅供給を促進するとともに、快適で安全で安心して住める良好な住宅、住環境づくりなどの充実、向上が必要である。

このような状況に対応していくために、長期的な視点のもとに都市政策や福祉政策と連携し、計画的に事業を推進する。

[現況と課題]

1. 本市の市営住宅は、戦後の住宅難を解消すべく1951年(昭和26年)の「公営住宅法」の制定から整備の推進に努め、住宅に困窮する者に対し低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に貢献した。これらの住宅の約2割は1975年(昭和50年)以前に建設されており、今後一斉に更新時期を迎える。

一方、市民ニーズが多様化、高度化するなか、住宅政策においても、高齢化等に対応した良質な住宅供給と、快適で安全で安心して住める良好な住宅、住環境の充実、向上が必要である。こうした背景をふまえ、既存の市営住宅の多様な活用による、効率的かつ的確な住宅の供給を図っていくことが大きな課題である。

2. 少子・高齢社会と人口減少というかつて経験の無い社会の到来と、企業のグローバル化が顕在化するなかで、高齢者などが安心して住み続けられる環境づくりが必要であり、加えて若年世帯や中堅勤労者世帯の定住を進めていくことは、都市の活力を保つうえでも重要である。それぞれのライフステージにみられる住宅などへのニーズに対応し、ゆとりをもって住み続けられるような新たな住宅施策の展開

を図る必要がある。

3. 生活基盤である住宅は、地震など災害からの防災性を高めるため、安全で安心なまちづくりと居住環境の改善を促進する必要がある。これらの住宅、住環境の整備の推進には、都市計画や福祉など関連分野との連携が必要である。

[主要な計画]

1. 公営住宅ストック総合活用計画

既存の市営住宅を総合的に活用するため、従来の中心的手法である建替事業に加え、全面的な改善、個別の改善、計画修繕を含む維持管理などの手法を選択した「公営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、その実現化に向け計画的かつ効果的な改善、更新を図るとともに、新たな住宅施策として、勤労者世帯の住宅ニーズと、その動向を的確に捉え、他の公営・都市機構・民間を含めた住宅ストックの活用に関するあり方の研究を進め、安全で安心して住める良好な住環境と居住水準を備えた住宅を的確に供給する。

2. 市営住宅の整備事業

豊かさを実感できる住生活を営むことが できるよう、市営住宅の質の向上をめざし、 狭小で老朽化した市営住宅の効率的な改善、 整備を進める。

- *公営住宅ストック総合活用計画推進事業
- *市営住宅建替事業

第9節 景観・自然環境

[基本方針]

本市は、古都としての歴史、風土をもち、緑豊かな自然と歴史の蓄積が都市景観を特徴づけている。「奈良市都市景観条例」により策定した「奈良市都市景観形成基本計画」に位置づけている古都の都市景観の形成にもとづき、地域の特性である自然環境や歴史的景観を活かした、愛着と親しみと誇りのもてる奈良らしい個性的な都市空間の形成を図ることが基本である。「古都奈良の文化財」として、東大寺をはじめとする八資産群がユネスコの世界遺産リストに登録されたことや、中核市による「屋外広告物法」の規制等の権限移譲で、今後さらに美しい洗練されたまちとするために、景観、自然環境の保全に関わる法的規制を行うとともに、自然環境の保全対策も含む総合的な都市景観整備の推進を図る。

[現況と課題]

1. 現在の景観、自然環境の保全に関わる 法的規制は、「都市計画法」による風致地区 4,727.9ha、「自然公園法」による国定公園 区域 2,831ha と自然公園区域 398ha、「奈良 県自然環境保全条例」による環境保全地区 414.1ha、「古都における歴史的風土の保存 に関する特別措置法」による歴史的風土保存 を区域 2,776ha と歴史的風土特別保存地区 1,809ha などが指定され守られている。

また、1992年(平成4年)3月に策定した「奈良市都市景観形成基本計画」にもとづき、都市景観形成に関して、広報、啓発活動、助成事業などの取り組みを進めている。

さらに、市域全域においてより良い都市 景観の形成の実現を図るために2004年(平成16年)に施行された「景観法」の適用を 検討し、歴史的景観や自然景観の保全及び 新しい景観の創出などを進めていく必要が ある。

2. 現在、歴史的風土保存区域として、春

日山地区、平城宮跡地区、西ノ京地区の2,776ha が指定されている。そのなかで特に枢要な部分を形成している地域を歴史的風土特別保存地区として春日山、平城宮跡、聖武天皇陵、山陵、唐招提寺、薬師寺の6地区で1,809haを指定して保存を図っている。また、風致地区は、春日山、佐保山、平城山、西の京、あやめ池、富雄の6地区で4,727.9haを指定して自然的景観の保全を図っている。

これらの規制により守られてきた八つの 資産群が、世界遺産として登録されたこと を機に、今後もこれらの資産群をとりまく 緩衝地帯である歴史的風土保存区域や風致 地区を都市化の進展から保護、保存するた めの面的保存対策のあり方と運用方法が今 後とも重要な課題である。

3. 風致地区については、「奈良県風致地区条例」制定時の種別指定により、都市の風致景観を維持してきたが、近年の経済社会の変化と都市化の進展のなかで、土地利用形態の変化等や、自然的な緑地空間の減

少等により、風致景観の維持が困難となってきたため2001年(平成13年)に種別変更が行われた。また、2002年(平成14年)には中核市移行にともない許認可の権限が委譲されることとなった。今後は、より市の実情に即した風致景観行政を進めていく必要がある。

4. 近鉄奈良駅周辺には、歴史的、文化的価値を有する伝統的な建造物が数多く残っていたことから、本市では1982年度(昭和57年度)から1988年度(昭和63年度)に実施した調査をもとに、1994年(平成6年)4月に「奈良市都市景観条例」にもとづき「奈良町都市景観形成地区」の指定を行った。

指定地区内は、歴史的な町並みの保全事業としての建築物等の修理、修景事業や「ならまち賑わい構想」による公共施設の整備等を行い、地区及び周辺地域の観光、地域文化の振興、市民文化、市民交流の拠点となり、活性化に結びついてきている。

今後も、地区内の保全事業を進めていく とともに、地区指定以外の区域についても 歴史的、文化的価値を有する伝統的な建造 物が数多く残っていることから、保全に向 けて検討を行う必要がある。

5.本市の広告物については、現在、「奈良市屋外広告物条例」により規制されているが、情報化時代のなかで広告物等の掲出が多く、歴史的な町並み景観を阻害するようなデザインや色彩等が目立つようになった。特に中心市街地や幹線道路沿いの商業施設の密集地等においては、都市景観に大きな影響を与えている。

古都である本市の独自性を出した規制強化を図り、特色のある古都奈良としての都市景観の保全に向け誘導する必要がある。

6. 本市の景観は、歴史的建造物や遺跡、 伝統的町並み、歴史的眺望景観などの歴史 的景観と、四季を通じて美しい青垣の山々 や奈良公園の緑、奈良盆地で多くみられる ため池などの自然景観とが一体となってい ることに特徴づけられる。近年のライフス タイルの変化、観光ニーズの多様化にあわ せて、こうした本市の自然景観の保全、整 備をさらに進める必要がある。

7. 本市においては、急速な都市化の進展によって貴重な文化遺産やそれを包みこむ 豊かな自然環境である田畑や森林、巨樹等 が年々減少し、自然環境への影響が懸念さ れている。

そこで、自然環境の保全対策については、 法的規制措置によるものだけでなく、積極 的に自然を守り育てていくため、田畑の荒 廃防止や植栽林の整備、管理とともに、長 い年月、周辺の人々に育まれてきた貴重な 緑である社寺の森、竹林を含む里山の森、 さらに、巨樹、古木は、環境、景観や風情 等を高める大きな要素であることから、市 民がそのなかで自然の恵みとやすらぎを享 受し、活用していけるように自然環境の保 全、育成を推進する必要がある。

[主要な計画]

1. 景観・自然環境の保全・整備に向けた 法的整備

「景観法」と「奈良市都市景観条例」の整合性を図り、歴史的景観を形成している地区、都市景観の形成のために計画的に整備する必要のある地区及び自然的な環境が残存している地域については、地区の指定及び保全、整備の基準などの検討を行う。

また、文化観光資源の保全を図る必要の ある地区については、文化観光保存地区の 指定を行うため、区域の範囲、保全、整備 の基準、実施事業などを検討し具体化して いく。

2. 歴史的風土の保存

歴史的風土保存区域内においては、古都における良好な歴史的風土を保存するため、よりいっそうの規制、誘導に努める。

特に歴史的風土特別保存地区内については、強い法的規制によって保存を図っているため、地区内住民の生活や地権者の土地利用に多大な影響を及ぼしている。こうした問題に十分配慮するため、早期買い上げ等の必要な調整措置を講じるとともに、その対策の強化を国に要望していく。

3. 風致地区の規制と指導強化

現在、風致地区として指定されている各地区ごとの特色ある自然的、歴史的な風致景観を保全するために、2001年(平成 13年)に定められた指針等に従い、建築及び開発行為等について、各地区の風致景観を維持するために、その監督、指導の強化に努めていく。

4. 歴史的町並みの保全

「奈良町都市景観形成地区」の指定を行った地区について、伝統的な建造物の保全、 修景整備を図る。

また、指定地区以外の区域においても、歴史的、文化的価値のある町並み形成のあるところは、保全に向けて調査を行い、地区住民の合意形成を図りながら、保全対策を講じて歴史と伝統を活かしたまちづくりを行う。

5. 屋外広告物等の規制と誘導

時代とともに変化する屋外広告物の景観に対応するため、また古都奈良の歴史的な 景観を保全していくため「奈良市屋外広告 物条例」の規制強化やボランティアとのパ ートナーシップによる違反広告物の除却等 により、古都奈良にふさわしい景観となる よう誘導していく。

6. 自然公園・国定公園の整備

奈良公園や大和青垣国定公園の整備について、歴史街道計画による新しい余暇ゾーンづくりとしての公園等の整備をするように、国、県に強く要望していくとともに、本市も必要な協力を行う。

7. 自然の保護・育成

優れた自然環境を保護、育成し次世代へ継承するため、関係機関や市民との連携のもと、農地の荒廃防止や計画的な森林整備を進め、森林の有する公益的機能の発揮を促進するとともに、貴重な緑の資源である樹林や巨樹等の保存に努める。

「主な事業]

- *文化観光保存地区の検討
- *歴史的風土の保存
- *風致地区の規制と指導強化
- * 奈良町都市景観形成地区の保全・修景整備
- *屋外広告物条例見直しと美しい景観への誘導
- *巨樹等の保存及び緑化の推進

第10節 公園・緑地

[基本方針]

少子・高齢社会に対応し、安全で緑豊かな住みよいまちづくりを推進するために、市民生活に密着した都市公園の整備を図る。

公園利用の多様化に対応した管理、運営を進めるため、ボランティアの活用 を図る。

「現況と課題〕

1. 本市は、奈良公園や春日山以東に広大な山林原野等を有する緑に恵まれた都市である。

本市では、これまでに都市公園として運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、 都市緑地の整備を進め、緑の確保に努めて きたが、今後さらに市民生活に密着した都 市公園を計画的に整備する必要がある。

なお、都市公園の配置状況をみると、西 北部ゾーンでは、住宅開発の進展によりお おむね配置されているが、地域的にはアン バランスな状況となっている。特に、中央 市街地及び南部ゾーンにおいては、環境保 全、レクリエーション、防災、景観の観点 から、適正な公園配置を検討していく必要 がある。

2. 少子・高齢化などにより公園の利用形態が変化し、市民の公園に対するニーズは多様化しているが、既に整備された公園は設備や管理方法などが画一的でその変化に十分対応できていない。公園の維持管理の水準を引きあげるとともに、市民がより親しめる地域に根ざした公園づくりが必要である。

[主要な計画]

1. 都市公園の整備・充実

現在整備に着手している都市公園の整備を促進し、早期の開園、供用開始を図る。

2. 市民憩いの森の建設

豊かな自然に恵まれた環境のなかで、多くの市民が利用できる施設として、市内中ノ川地区の市有地を整備し市民憩いの森の建設を検討する。

3. 都市公園の管理・運営の多様化

公園ボランティア制度などを活用し、公園利用の多様化に対応した管理・運営を進める。

4. 合併記念公園の建設

合併の意義を後世に継承し、豊かな地域づくり、地域の活性化、地域間の交流、連携のため公園を建設する。

- *住区基幹公園整備
- *都市基幹公園整備
- *都市緑地整備
- *中ノ川地区市民憩いの森建設
- *公園ボランティアの活用
- *合併記念公園の建設

第11節 河川・水路

[基本方針]

本市の自然災害のほとんどを占める浸水被害を防止し、都市化の進展と流域の開発にともなう治水安全度の低下及び地球温暖化による異常気象にともなう局地的な大雨に対処するため、「大和川流域整備計画」による治水対策及び流域対策を国、県等とともに実施しながら、それにあわせて支流河川の整備を図っていく。さらに、民間の開発事業に対して、指導を行っていく。また、清流復活化対策と景観形成の両面から水質浄化対策を実施するとともに、大和川の清流復活のための「大和川水系第二期水循環改善緊急行動計画(大和川清流ルネッサンスⅡ)」により河川愛護意識の普及啓発を行っていく。

[現況と課題]

- 1.本市には一級河川が淀川水系と大和川水系を合わせて25本あり、大和川水系が約7割を占めている。大和川水系の主要な一級河川については、「大和川水系(生駒いかるが圏域・平城圏域)河川整備計画」により県で整備が図られている。また、市内には準用河川13本をはじめ、普通河川252本と法定外公共物(水路)約11,000本がある。これらの河川は、灌漑用水としての性格を持っているため、改修には水利権、井堰等の取り扱いなど困難な面も多いが、上記の河川をがある。さらに、大和川流域の洪水抑制のため、雨水流出抑制施設の整備が必要である。
- 2.都市化の進展と流域の開発にともない、 治水安全度の低下が著しく、河川、水路の 溢水問題が生じているため、「大和川流域整 備計画実施要領」により、民間の開発事業 に対して調整池の設置、下流改修等の条件 の遵守を指導していく必要がある。
- 3. 都市下水路 11 路線 (一部休止区間を除

- く)については、整備が完了した時期に比べ、都市化が進み雨水や生活排水の流入量が増えており、改修を図る必要がある。
- 4. 市民に、河川と生活とのふれあいを正 しく認識してもらうため、水質浄化対策や 河川愛護意識の普及啓発を関係機関と連携 し行う必要がある。

[主要な計画]

1. 治水対策・流域対策の促進

準用河川、普通河川の未改修部分の改修 と、流域対策施設整備事業を計画的に行い、 浸水被害の解消を図る。

2. 開発にともなう指導

民間の開発事業に対して、「大和川流域整備計画実施要領」による指導の強化を図る。

3. 都市下水路改修の促進

都市下水路については、河川改修事業と の整合を図りながら計画的に改修を行う。

4. 水質浄化対策の推進

清流復活化対策と景観形成の両面から、 市民生活にゆとりとうるおいを与え、市民 に親しまれるよう、水質浄化事業を行うと ともに、「大和川清流ルネッサンスⅡ」によ り、国、大阪府、奈良県、流域市町村と連 携を図りながら、生活排水対策の啓発活動 を行う。

- *河川改修事業
- *流域対策施設整備事業

第12節 上水道

[基本方針]

市民生活の基盤施設である水道は、新世紀に入り量的拡大から質の確保が重要な課題となり、2004年(平成16年)6月に厚生労働省から「水道ビジョン」が示され、水道のあるべき将来像について、具体的な施策や方向性が示された。本市における水道も、「清潔でうまい水の安定供給」を基本目標として、渇水や災害にも強い水道、ゆとりのある供給体制等をめざして、環境にも配慮した水道へと施設の更新、整備を図る。

[現況と課題]

1.1992 年度(平成4年度)に布目ダムが、 また1999年度(平成11年度)には比奈知 ダムが供用開始され、本市待望の水源の安 定化がようやく達成された。また、2002年 度(平成14年度)に東部地域等の上水道整 備事業が完成した。

今後は都市発展にともなう水需要にあわせて、安全で安心な水の供給を持続できる施設の整備を進め、災害に強い水道を構築する必要がある。

2. 災害時におけるライフラインの確保をめざして、主要配水池に緊急遮断弁を設置するとともに、北和4市の間で相互融通連絡管を整備している。また、主要管路には耐震継手を採用する等、水道施設の耐震化を図ってきた。

今後も、老朽化した主要施設の更新整備 と耐震化を推進し、ライフラインの強化を 図る必要がある。

3. 貴重な水資源の有効利用の観点から、 出水不良、濁水、地下漏水等を解消するため、計画的に配水管改良事業を実施し、有収率の向上に努めてきた。

今後もさらに、水の有効利用の促進を図

るため、老朽管の布設替え等新たな改良事業の実施が必要である。

また、水質基準改正にともない鉛管の解 消対策を実施するとともに、直結給水を推 進する必要がある。

4. 水源河川等の環境は、市民生活の高度 化、産業の発達等により、ますます多様化 する傾向にあるため、水源保全対策に取り 組み、安全でおいしい水を供給してきた。

今後も引き続き水源保全対策を推進する とともに、安全でおいしい良質の水道水を 供給するための調査、研究を実施する必要 がある。

5. 情報公開に対応する広報活動として、 水道局ホームページを 2003 年度(平成 15 年度)から開設するとともに、庁内ネット ワークを整備し各種システムを構築して、 情報化施策を推進してきた。

今後もさらに、「水道法」にもとづく情報 提供については、ホームページや広報紙等 を充実させるとともに、各種情報化システ ムを構築し運用を図る必要がある。

6. 浄水場排水処理施設からの排出水の水質管理や送配水管布設工事における再生資

材の活用など、部分的に環境に配慮した事業を進めている。

今後はさらに、水道システム全般にわた り環境に配慮した事業を進めていく必要が ある。

[主要な計画]

1. 水道施設の拡張整備と耐震化

水需要の動向をにらみながら、比奈知ダムからの利水を有効に活用するため、木津 浄水場を中心とした諸施設の増補改築を図るとともに、主要送配水幹線の耐震管による複線化等の災害対策を推進していく。

2. 水道施設の更新と耐震化

平常時には安定した給水を維持し、災害時におけるライフラインを確保するため、計画的に老朽化した浄水場等基幹施設の更新、改良を行っていく。また水道施設管理システムにおいては、解析等を実施して効率的な施設管理を図り、さらに配水コントロール、ブロック化の構築に向けて検討を行っていく。

3. 水の有効利用の促進

旧簡易水道区域も含めて、老朽管の耐震 管への布設替えを計画的に行うとともに、 地下漏水等を解消するための漏水調査を継 続して実施し、有効率及び有収率の向上に 努める。

また、鉛の水質基準改正や漏水に対応するため、鉛管の解消対策を行っていく。市民サービスの向上をめざして直結給水を推進していく。

4. 水源保全対策の推進及び浄水処理方法 の調査・研究

より安全でおいしい良質の水づくりをめ ざした水源の保全対策を推進するとともに、 水質分析機器を整備、更新する。また、各 浄水場における原水水質の動向に応じた浄 水処理方法の調査、研究を引き続き実施し、 原水から末端給水までの総合的な水質管理 の強化を図っていく。

5. 広報活動と情報化施策の推進

「水道法」にもとづく情報提供を行うため、水道局ホームページや広報紙等を通じ、情報提供を図っていく。

また、情報化施策として各種システムを 構築運用し業務の効率化を進める。

6. 環境に配慮した水道システムに向けて の検討

エネルギー効率のよい水道システムの構築に向けて施設整備を行うとともに、有効 資源の再利用等についての調査、検討を進め、環境に配慮した水道システムの構築を めざしていく。

- *浄水場増補改築(災害対策含む)
- *水道基幹施設の更新事業(災害対策含む)
- *水道施設管理システムの高度運用
- *配水管改良事業(災害対策含む)
- *鉛管の解消対策
- *水源の保全対策
- *「水道法」に基づく情報提供と情報化施 策の推進

第13節 簡易水道

【基本方針】

市民生活に欠かすことのできない水道事業運営は、安全で安心して飲める水を安定的に供給できるものでなければならない。

このため、本市簡易水道は、水質管理の徹底、施設機能の充実、経営技術の両面における運営基盤の強化等の施策を推進する。

【現況と課題】

1. 月ヶ瀬給水区域は、統合簡易水道事業 を実施し、2001 年度(平成 13 年度)に完 了している。浄水方法の一部変更について も、2004 年度(平成 16 年度)に完了して おり、今後は安定供給とともに、水質の維 持及び施設管理体制の充実を図る必要があ る。

2. 都祁給水区域は、都祁簡易水道(布目 川表流水)、南之庄簡易水道(地下水)、白 石簡易水道(地下水)の3事業により安定 給水に努めている。

都祁簡易水道については、1996年度(平成8年度)より簡易水道再編推進事業により新浄水場を建設するとともに、安全で安定した水源を確保するため現取水地より約12km下流の布目ダム堤体直下の布目川表流水を取水する新取水場を建設している。

2005年度(平成17年度)事業完了に伴い、今後、給水サービスの一層の向上と水道システムの再構築を図る必要がある。

【主要な計画】

1. 簡易水道の地方公営企業法適用化

簡易水道の健全経営のため、「地方公営企業法」適用化に向けて固定資産台帳の整備、水道施設管理システムの整備等を行い

2010年(平成22年)を目途に市水道局への移管を進める。

【主な事業】

- *法適用化にともなう資産の調査、評価、計上及び未確定土地の確定業務委託
- *給水装置工事台帳の調査、作成業務委託
- *配水管布設図作成及び水道施設管理システムの構築業務委託

第14節 下水道

[基本方針]

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などの役割を担い、市 民が健康で文化的な生活を営むうえで欠かすことのできない重要な生活基盤 施設であり、下水道に対する期待は大きく、整備の促進が望まれている。

このため、公共下水道、農業集落排水、浄化槽設置整備の3事業の計画的な 推進により、快適で豊かな生活環境や健全な市街地づくりを進める。

また、下水道の維持管理の効率化、合理化に取り組むとともに、市民に下水道の果たす役割、重要性の認識を深め理解を得るための情報を提供し、下水道の普及、啓発に努める。

「現況と課題]

1. 下水道事業は、1951 年 (昭和 26 年) に旧市街地を中心とした約 605h a の区域について事業に着手し、その後の事業区域の拡大により、現在では、大和川流域関連公共下水道事業を約 6,086ha、木津川流域の単独公共下水道事業を約 440ha の区域について事業を推進している。2003 年度(平成 15 年度)末の行政人口に対する普及率は、89.2%である。

今後も、整備を促進するとともに、社会 情勢等の変化や環境対策への要請をふまえ、 認可区域外の居住地等においても事業認可 区域への編入を図る必要がある。

2. 東部、月ヶ瀬及び都祁地域は、市民の 重要な上水道水資源地域であるため、同地 域の公共用水域の水質保全を図るとともに、 農村集落における生活環境の向上を図るた め、下水管路施設及び汚水処理施設、浄化 槽設置の早期整備並びに稼働後の汚泥のリ サイクルが必要である。2004年度(平成 16 年度)末の農業集落排水の普及率は 39.9% である。 3. 合流区域については、近年の都市化の 進展にともない雨水流出量が増加する傾向 があるため、下水道管渠の能力や雨水流入 系統の現況調査を実施した。この調査の結 果をもとに、改善対策を行う必要がある。

また、河川等への汚濁を軽減し、水質保 全を図るための対策についても取り組む必 要がある。

4. 下水道は、重要な生活基盤施設である ため、地震時においても、その機能が損な われることなく維持できる施設として対策 を行う必要がある。

また、集中豪雨等によるマンホール鉄蓋 の浮上、飛散及び摩耗に対する安全対策が 必要である。

5. 下水道の設置にともない、その管理を 適正に行うために維持管理体制を充実し、 維持管理の効率化及び普及、啓発の推進を 図る必要がある。

「主要な計画]

1. 下水道の整備及び事業計画区域の拡大

快適な生活環境を形成するうえで下水道 の果たす役割は大きいため、計画的かつ効 率的な整備を促進する。

また、土地利用の動向など社会情勢の変化をふまえ、都市計画等と整合を図りつつ事業計画の拡大を行うとともに事業の展開を図る。

2. 東部・月ヶ瀬及び都祁地域の下水道整 備

公共下水道の整備区域に含まれない地域 等については、農業集落排水事業と地域の 実情に応じ、浄化槽設置整備事業の手法で 整備を推進する。

3. 合流式下水道の改善

合流区域内の浸水等に対する安全性の向 上及び汚濁負荷の軽減を図るため、関係機 関等と連携し、改善計画にもとづく分水幹 線の整備や増強管の整備など地域の特性に 応じた合理的で効果的な改善を行う。

4. 下水道施設の質的向上

下水道は、重要な生活基盤施設であるため、地震等の災害に対応する施設整備をめずし、管渠などの施設において耐震性の向上を配慮した施設計画を行う。

また、降雨時のマンホール鉄蓋の浮上、 飛散及び摩耗に対する安全性を確保するため、設置基準にもとづき転落防止機能を有 した鉄蓋を採用していく。

なお、既設の施設については、点検を行い必要に応じて改善等を行う。

5. 適正な管理の実施

下水道の設置目的を達成させるために維持管理体制の充実を図り、計画的な調査、

補修等を実施するとともに、下水道施設の

機能維持を高め、水洗化促進の啓発に努める。

また、排水設備指定工事店制度及び排水設備工事完了検査体制の充実を図る。

さらに、工場等からの悪質下水の流入を 防止するため、水質管理、監視体制の充実 を図る。

6. 維持管理の効率化

下水道の維持管理の効率化を図るため、 降雨量、流入下水等の情報管理の高度化、 下水道台帳システム構築化、下水使用状況 把握の迅速な処理等維持管理業務のシステム化を進める。

7. 下水道に関する普及・啓発活動の推進

生活者の視点に立ち、市民にわかりやすい下水道とするため、下水道整備の効果や下水道に関する情報を市民に伝え、市民の理解を得ていくとともに、下水道の役割を学校教育、地域、社会活動等の場を活用し、普及の啓発を進める。

- *公共下水道整備
- *農業集落排水施設整備
- *公共下水道の改善(管の更生)
- *水洗化の普及・啓発
- *下水道台帳システム構築
- *浄化槽設置整備

第 15 節 防災・防犯・消防

[基本方針]

社会経済環境の変化や都市化の進展、地球環境の変化にともない、災害も多様化、大規模化していく傾向にある、また、2003 年(平成 15 年) 12 月には、奈良県全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。このような状況のなか、本市においても、過去に大きな地震の記録や風水害もあり、阪神・淡路大震災をはじめとする多くの災害の教訓に学び、災害から市民の生命と財産を守り、被害の軽減を図るため、消防活動の体制を強化していくとともに防災関係機関と協力し、災害の未然防止対策に取り組み、安全な避難体制や救急救助体制など総合的な防災体制の確立に努める。さらに、市民一人ひとりの防災意識の高揚と地域における連帯を促し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強い組織・体制づくりを進める。また、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」にもとづき、2006 年度(平成 18 年度)以降に国民の保護に関する計画の策定を進める。

近年、全国的に凶悪、悪質な犯罪が増え、子どもなど弱者が被害者となる 犯罪も発生している。犯罪のない明るく住みよいまちづくりをめざし、防犯関 連の団体や地域住民と一体となって防犯の輪をひろげ、安全・安心なまちづく りを進める。

[現況と課題]

- 1.本市には、歴史的文化遺産や木造建築物による歴史的町並みが数多く残されている。これらを後世に伝えるとともに、市民が安心、安全に暮らせるまちをめざし、災害に強いまちづくりのための計画的な都市基盤の整備並びに建築物の耐火耐震性などの向上を図る必要がある。
- 2. 本市の土砂災害危険箇所(地すべり危 険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危 険渓流)は、東部地域、月ヶ瀬地域、都祁 地域に多く分布している。災害発生が予想 される箇所や災害の発生した箇所について は、県が市の要望により危険区域を指定(土 石流危険渓流は危険区域の指定はない)し、 対策工事を行っている。

3. 市民の生命や財産を災害から守り、災害発生時の応急活動や避難誘導で被害を最小限度にとどめるため、防災関係機関が一体となり、予防、応急、復旧等の活動を適切、迅速に行える体制を確立する必要がある。

また、気象情報、災害情報等を迅速かつ 確実に収集、伝達するための体制を充実す る必要がある。

4. 市民と行政が一体となった防災対策を 推進するためには、市民一人ひとりの防災 意識の高揚と地域における連帯、行政の支 援が重要である。

本市においても、広報活動や防災講演会、防災訓練を実施してきたが、今後も実効性

を高めるとともに、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」、「共助」を基本とした自主防災組織の結成を促進し、その育成と活動に対する支援や防災ボランティアとの連携を強化する必要がある。

5. 大規模な地震等による災害時には、ライフラインに甚大な被害が発生すると予想され、また、膨大な物資調達需要が発生することから、他自治体との協力体制の確立及び、現在備蓄している10万食の食糧や物資等の確保に関する協定の拡充についても検討する必要がある。

また、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る必要がある。

6.公立の小・中学校や公民館等を避難所、 運動公園等を広域避難地に指定し告知しているが、自分がどこへ避難すべきかを知らなかったり、外国人や観光客を含め、仕事 先や外出先では避難すべき場所がわからない可能性が少なくない。

このため、避難場所の周知と誘導標識等の整備を図る必要がある。

- 7. 市民一人ひとりが防犯に対する危機意識を持つことにより、家庭や社会が果たすべき役割を再認識し、防犯意識の高揚を図る必要がある。
- 8. 犯罪を未然に防ぐには、コミュニティの再生が重要な課題である。そのためには、 住民の自治意識の向上を図り、地域力を高めることが必要である。
- 9.2001年(平成13年)6月に発生した大阪府下での児童殺傷事件を契機に、毎月8

日を「安全確認の日」とし、学校の安全管理、安全教育に力を入れてきた。しかし、2004年(平成16年)11月17日、本市において小学校女児誘拐殺害事件が発生した。

このことを受け、2005年(平成17年)1月11日に毎月17日を「子ども安全の日」と定め、学校、家庭、地域、行政が一体となって、子どもの安全確保、安全指導に努めている。

さらに、「子ども安全の日」の定着と充実 を図る必要がある。

- 10. 安全に歩行でき、また犯罪を未然に防止するため、夜間に安全に通行できる対策が必要である。
- 11. 本市は近畿圏の中核都市として、都市 化の進展、市街地の拡大、行政範囲の広域 化が進んでいる。これにともなう消防需要 の増加に対応するため、組織の近代化、消 防力の拡充、強化を図るとともに優秀な人 材確保と消防教育の充実により、専門スタ ッフの養成を行うなど万全を期すことが必 要である。

消防体制については、現在、消防署 5 か 所、分署 5 か所及び出張所 1 か所の合計 11 か所に、普通ポンプ車、水槽車、化学車、 救助工作車、電源車、梯子車、小型動力ポ ンプ、救急車、高規格救急車、指令車等 110 台を配備しているほか、消防団として 21 の分団に普通ポンプ車 2 台、小型動力ポン プ 109 台、積載車 85 台を配置している。

また、これらの装備に加え、新市建設計画において、東消防署に救助工作車1台、月ヶ瀬分署に救急車1台及び小型動力ポンプ1台を新規に配備し、消防力の整備を行った。

しかしながら、都市の再開発など都市構造の変化や進展にともない、災害の大規模化、複雑多様化及び広範囲化が予測される。

また、近代的中高層建築物が増加する一 方、歴史的文化遺産が数多く残る本市の特 性から、この実態に適合した消防力の整備 を更に推進する必要がある。

12. 本市の消防においては、防火に関する 正しい知識の普及を図るため、市民に対し 「自分たちの町は自分たちで守る」という 自主防火意識の普及推進、文化財及び周辺 地域の防火体制の強化を図るとともに、高 齢者を含む災害弱者の住宅からの出火防止 を強化するため、近隣相互扶助精神の高揚 に努める。

また、防火対象物に対しては計画的かつ 効果的な査察を実施する一方、消防訓練の 機会などをとらえて必要な技術を習得させ、 防火管理体制の確立を強力に推進するなど バランスのとれた総合的な予防施策を進め ることにより、火災発生の未然防止に努め、 市民生活の安全確保と文化財の保存を図る 必要がある。

13. 社会的環境の変化とともに、救急救助事象も緊急に救命処置の必要な傷病者が増加しつつあり、救命率の向上を図るための高度な救命処置が必要となっている。

救急救助業務の多様化、高度化に対応した体制の整備、充実を図るなかで、特に社会復帰率上昇に向けた取り組みが必要となっている社会の要請に適応した整備を進めていく必要がある。

14. 武力攻撃等から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活や国民経済の及ぼす影響が最小となるように定められた国民保護法にもとづき、本市における国民保護計画を定める必要がある。

[主要な計画]

1. 災害に強い都市基盤の整備

地震や大規模火災から市民を守るためには、災害に強い都市構造の形成、防災性の向上が必要である。このため、根幹的な公共施設の整備、ライフラインの強化を図るなど、災害に強いまちづくりを推進する。

また、建築物の不燃化、耐震化を促進するとともに、防火地域、準防火地域の指定について検討を行う。

なお、既存木造住宅は、耐震診断実施の 普及を通じて、市民意識の向上を図り耐震 化を促進する。

2. 土砂災害危険箇所の改修・整備

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の土砂災害危険箇所について、災害を未然に防止するため、県の調査報告や市民からの情報提供により、その改修・整備を県へ要望し計画的に進める。

3. 地域防災計画の充実

高齢化、高度情報化社会の到来や都市化の進展により、多様化、大規模化する災害に対し、発生時の被害を最小限度にとどめるために、災害に強いまち、ひと、組織・体制づくりを基本目標に、総合的な防災対策が的確に講じられるよう計画内容の見直しと充実を図る。

4. 情報収集・伝達体制の充実

災害時の情報収集、伝達体制を強化する ため、FM放送による災害時緊急放送体制 の整備に努める。

インターネット等の活用についても、充 実を図る。

5. 防災意識の高揚

広報活動や防災講演会、防災訓練等の啓 発活動を推進し、防災に関する知識の普及 と意識の高揚を図る。

地震や災害に強いまちづくりを進める ため、「自助」、「共助」を基本とした自主防 災組織の結成を促進し、その育成と活動に 対する支援を図るとともに、防災ボランテ ィアとの連携に努める。

6. 災害時における物資の調達及び連携の拡充

大規模な地震等による災害に備え、相互 応援協定を締結した自治体との連携の強化 を図り、物資調達に即応するため、物資等 の確保に関する協定を強化拡充し、備蓄し ている物資の種類及び数量を検討するとと もに、保管場所等についても拡充を図る。 また、被災家屋の危険度判定に際して応急 危険度判定士の派遣、受け入れ等について、 自治体間の相互応援・連携の協力体制の拡 充を図る。

7. 避難場所の周知と誘導標識等の設置

広報紙やインターネット等を通じて避難場所を周知するとともに、避難場所であることを知らせる避難所案内標識や、避難場所への方向と距離などを知らせる避難誘導標識等の設置を計画的に進める。

8. 安全・安心なまちづくり

市民と行政が一体となって、安全・安心なまちづくりに関する取り組みを展開するために、広く市民からの意見を聴き、地域ぐるみで地域の安全・安心を図っていける組織づくりをめざす。また、地域における犯罪、事故等を抑止するための防犯活動の一環として、青色防犯パトロールの活動を強化する。

9. 「犯罪撲滅計画」の策定

犯罪撲滅のため、地域の安全を地域で見 守れるようコミュニティの再生に取り組み、 通学路の見守り、声かけ運動、門灯の点灯等の犯罪防止につながる自主防犯活動を推進する。

10. 子ども安全の日の定着と充実

二度と小学校女児誘拐殺害事件のような 痛ましい事件を起こさないために、また、 事件を風化させないために、「子ども安全の 日」には、学校、家庭、地域、行政が一体 となり、子どもの安全確保に努める。

11. 街路灯の整備

街路灯の増設を図り、市民が安全に歩行でき、安心して暮らせる犯罪の少ないまちづくりをめざす。

12. 消防組織体制の拡充

消防組織の近代化、増強をめざし、施設、 人員の充実に努める。また、消防団の活性 化等、地域ぐるみの防災体制の確立に努め る。

13. 消防力の充実・強化

都市構造の進展にともない、複雑、多様 化及び大規模化する各種災害や、急速な高 齢化にともなう消防需要の増大、多様化に 対応するため、消防装備の科学化及び消防 情報処理体制の強化を図る。

また、大規模な地震による災害対策として耐震性防火水槽等の防災施設、高機能を有する通信施設の整備を計画的に推進する。

14. 予防行政の充実・強化

防火対象物の危険度評価を行い、予防行政の効率化を図るなど査察体制を強化するとともに、文化財とその周辺地域の防災体制を強化する。

15. 救急救助体制の整備・充実

迅速、的確な救急救助を行い救命率の向 上や大規模災害、特殊災害に対応するため、 救急体制及び救助体制の強化を図る。

また、市民に対する応急手当の普及啓発 活動を実施し、病院前救護体制の充実に努 める。

16. 国民保護計画の策定

2005 年(平成 17 年)に定められた「国 民の保護に関する基本指針」にもとづき、 県と協議のうえ「奈良市国民保護計画」を 策定する。

「主な事業]

- *地域防災計画の見直し
- *防災講演会・防災訓練の実施
- *自主防災組織の育成・支援
- *既存木造住宅耐震診断の普及・啓発・支援
- *「なら・地域安全条例」の制定
- *青色防犯パトロールの強化
- *「犯罪撲滅計画」の策定
- *「子ども安全の日」の定着促進
- *街路灯の増設
- *消防庁舎等整備
- *消防車両等整備
- *消防水利施設整備
- *通信施設整備
- *査察体制の強化
- *文化財防火体制の強化
- *応急手当の普及・啓発
- *奈良市国民保護計画の策定